

第六十一号議案

江戸川区公共料金支払基金条例

右の議案を提出する。

平成二十八年九月二十六日

提出者

江戸川区長

多

田

正

見

江戸川区公共料金支払基金条例

(設置)

第一条 江戸川区の公共料金の支払事務を円滑かつ効率的に行うため、江戸川区公共料金支払基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の額)

第二条 基金の額は、五億円とする。

(公共料金の種類)

第三条 基金により取り扱う公共料金の種類は、江戸川区規則で定める。

(運用)

第四条 江戸川区長(以下「区長」という。)は、第一条の設置目的に応じ、基金の确实かつ効率的な運用に努めなければならない。

2 区長は、過去の支払実績等から、公共料金の支払見込額を勘案し、適正な資金運用計画を立てなければならない。

(管理)

第五条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も确实かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の整理)

第六条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して整理する。

( 委任 )

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、江戸川区規則で定める。

付 則

この条例は、平成二十八年十一月一日から施行する。

( 説明 )

江戸川区の公共施設で使用している電気、ガス、水道等の公共料金の支払事務を円滑かつ効率的に行うため、江戸川区公共料金支払基金を設置し、その管理について定める必要があるので、本案を提出いたします。